

## 特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂 新旧対照表

(下線部分は改訂部分)

改 訂 案	現 行
<p>5. 監督</p> <p>(3) 不利益処分等（法第85条、第86条及び第88条並びに消費者契約法第32条関係）</p> <p>ウ 適合命令及び改善命令</p> <p>適合命令は、法第85条第1項所定の「特定適格消費者団体が法第六十五条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」になされ、改善命令は、同条第2項所定の「前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号に該当するに至ったと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」になされるところ、同条第2項に規定する「その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、特定適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ特定適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p><u>⑦ 特定適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法</u></p>	<p>5. 監督</p> <p>(3) 不利益処分等（法第85条、第86条及び第88条並びに消費者契約法第32条関係）</p> <p>ウ 適合命令及び改善命令</p> <p>適合命令は、法第85条第1項所定の「特定適格消費者団体が法第六十五条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」になされ、改善命令は、同条第2項所定の「前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号に該当するに至ったと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」になされるところ、同条第2項に規定する「その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、特定適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ特定適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>（新設）</p>

(平成25年法律第70号) に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員に該当する場合であって、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合